ただいま、議題となっております「2陳情第16号　5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情」について、委員長報告では趣旨採択でした。このあと、議題になる「2陳情第18号　第五世代移動通信システム（5G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情」と合わせ、趣旨採択の立場から意見討論いたします。

5G、第五世代移動通信システムは「高速・大容量・低遅延・多接続」を特徴とし、私たちの暮らしをより快適、便利にするとして、強力に推進されています。いまや、携帯電話やスマートフォン、タブレットは、単なる連絡手段のみならず、生活を支える情報を得るためのツールとしての私たちの暮らしには必要不可欠な存在であり、より利便性を高めていく視点からの技術開発や発展を否定するものではありません。

一方、利便性や効率性だけを追求する視点のみに捉われることにより、置き去りにされている問題に、私たちは目を背けることはできないと思います。実際、2 陳情 18 号の提出者からは、電磁波被害を実感している当事者の立場から切実な訴えを共有することができました。

現状、日本では残念ながら、電磁波被害の状況などが取り上げられ、報道されることはありません。経済成長や経済発展を支えるインフラである限り、その推進に水を差すような報道をすることに、メディアの足が竦む結果かもしれません。しかし、その被害に気づき、対応をしなければならないと指摘し、警鐘を鳴らす医師など専門家もおられます。

また、海外に目を転ずれば、電磁波の作用が調査され、健康被害を引き起こす可能性への警戒感から、予防原則に立ち、特にヨーロッパ各国では、導入や実験の禁止、制限等厳しい規制をしいているところもあります。また世界最大の保険会社であるロイズでは、大手通信事業会社からの5G 導入に関する保険の引き受けを健康被害額が膨大になるという予測のもと、却下したそうです。ヨーロッパでは盛んに議論されていることが日本ではスルーされている状況に私たちはどう向き合っていくべきなのでしょうか。

そもそも日本の電磁波に対する安全基準が世界標準から見ても、規制値がかなり緩く設定されていることなど、私たちの置かれている現状、現実が認識されにくいのは、「知る権利」に向き合った公平公正な情報提供が行われていないからではないかと考えます。そして、利便性が向上する、あるいは効率を高めるなどというメリットばかりが強調され、私たちにとって本来、公平公正に現状を判断し、よりよい暮らしを選択するための権利が奪われているようにも思えてなりません。

だからこそ、やみくもに携帯基地局を設置しないでほしいとする願い、あるいは条例制定をして「知る権利」の保障と健康的な暮らしを守りたいという陳情者の立場には可能な限り、寄り添う対応が求められると考えています。ただ、条例設置に関しては多摩市として独自に規制を設けるという点で、慎重な対応が求められると考えています。

また、市が携帯電話基地局設置を行う事業者への要請行動を実施し、今後も継続していくこ

とが確認できました。そこで、現段階では陳情の趣旨を十分に受け止めることと判断したいと思います。

今回の陳情の審査の状況をインターネットでご覧になっていた市民の方、そしてまた他の地域の方から、「条例化には至らなかったものの、健康被害を受けている人がいることは否定できない、議会として受け止めて行きたい、という結論になったことは、うれしく受け止めています。」という声をいただきました。また、委員会の進め方についても「多摩市は民主的なやり方だ」という感想が届いていることも最後にみなさんと共有しておきたいと思います。

今後、議会としても、この問題に対し、電磁波による影響で苦しんでおられる方の存在に目を向けた前向きな対応を協議していくことができたらと思います。

以上を申し述べ、趣旨採択の意見討論といたします。